

様式第3号⑦届出内容

手 数 料 表

当事業所の有料職業紹介事業を行った時の手数料は、届出制手数料とし次の通りとする。

1. 求人を受け付ける時の事務費用
一人につき 1,000 円
手数料負担者は 求人者 とする
2. 求人・求職者の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス成功報酬

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 50% に相当する額とする。
手数料負担者は 求人者 とする。

~~3. 常目目的紹介にかかる手数料~~

- ~~A 当初の有期雇用契約については、支払われた賃金の 30% に相当する額とする。
B 常雇用雇用契約については、当初の職業紹介から6か月経過後1年経過時点までの間に支払われた賃金の 50% に相当する額とする。
尚、常雇用雇用契約に係る手数料は、有期雇用契約終了後に常雇用雇用契約が締結される場合について設定されるものとする。~~

~~3. 4. 求人~~ 手数料負担者はA及びB共 求職者 とする。

4. 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言

成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就業後1年間で支払われた賃金の 50% に相当する額とする。

4. 手数料負担者は、求人者 とする。

5. 特定の条件による特別の求職者や開拓やそのための調査・探索

着手金 500,000 円

活動1日当たり 20,000 円

成功報酬

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 50% に相当する額とする。

5. 手数料負担者は 求人者 とする。

6. 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

成功報酬

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 50% に相当する額とする。

手数料負担者は、関係雇用主とする。

但し、この手数料表は最高額を定めたものである。

上記手数料は消費税が含まれていません

許可番号



株式会社産立エンジニアリング

東京都多摩市関戸 4-4-10 神谷第1ビル 701